

令和3年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

令和3年 9月17日（金曜日）

開 会 午後 2時25分

閉 会 午後 3時 9分

○会議に付した事件

1. 白老町債権管理条例（案）について（税務課）
-

○出席委員（6名）

委員長	吉谷一孝君	副委員長	佐藤雄大君
委員	大淵紀夫君	委員	小西秀延君
委員	氏家裕治君	委員	前田博之君

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

税務課長	本間弘樹君
税務課主査	谷口英樹君
税務課主任	森田優希君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	本間力君
主査	八木橋直紀君

◎開会の宣告

○委員長（吉谷一孝君） ただいまより、総務文教常任委員会協議会を開会いたします。

（午後 2時25分）

○委員長（吉谷一孝君） 協議事項であります白老町債権管理条例（案）についてであります。担当課からの説明を求めます。

本間税務課長。

○税務課長（本間弘樹君） 本日は議会終了後の大変お疲れのところお時間をいただきましてありがとうございます。本日は町で検討を進めております債権管理条例案について素案がまとまりましたことからご説明をさせていただきたいと思っております。今年度から税務課に債権管理室を設置いたしまして各課で所管する債権管理の総括を行うということで長らく懸案でありました債権管理条例の制定に向けて関係課の担当者会議それから理事者、課長職を含めた連絡会議において検討を進めてきたところでございます。来月10月からパブリックコメントなども予定をしておりますのでその前に委員会の皆様にご説明をさせていただくものでございます。早速ですが説明に入らせていただきたいと思います。説明は担当の谷口主査からさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（吉谷一孝君） 谷口税務課主査。

○税務課主査（谷口秀樹君） 皆様お疲れさまでございます。税務課債権管理室谷口と申します。よろしくお願いいたします。早速ですがお手元の資料により債権管理条例の制定についての中身についてご説明申し上げたいと思っております。

まず1ページ目の1番、条例制定の背景というところからでございます。金銭の給付を目的とする町が保有する権利、町の債権という部分ですけれどもこれは非常に多岐にわたりまして町税や国民健康保険税から各種使用料、負担金、手数料、財務会計システムベースでいうと何千という債権があります。これらの債権を適正に管理することは、町民の負担の公平性の確保と健全な行財政運営に直結することから適正に管理することが必要なのですけれどもそういうところから平成25年度から町内のいろいろな体制を整えましてこれまで約8年という期間、検討してまいりました。その中で債権管理というものを一言で申しましても債権ごとの管理方法や基準が曖昧で、特に私債権と呼ばれるところの適切な債権管理体制の構築には多くの課題がありました。それを受けて債権管理の一層の適正化を図るために債権管理方法の基準の統一化や司法手続き徴収不能な債権の処理基準を明確にする必要があったことから白老町債権管理条例を制定するというものでございます。

次に債権の分類というところからでございますけれども、町の債権と一言で言いましても公債権、私債権ということで法律に基づいて発生する公法上の公債権というものと民法など私法上の原因、契約等で発生する私債権というものに分かれます。公債権は強制徴収公債権というものと非強制徴収公債権というものに分かれます。私債権はここに例示が出ていますとおり水道料金、住宅料などといったものが私債権となります。公債権は強制徴収公債権といわれる町税、国民健康保険料、介護保険料、保育料、下水道使用料、これらは地方税法などの法律によって税の滞納処分ができる債権

でこの赤い部分に書いております裁判所を経ずに差押え処分が行える自力執行権を有しているという徴税員が自ら差押えに入れる債権になります。青い囲いになる非強制徴収公債権と私債権の部分です。非強制徴収公債権は私債権とともに自力執行権がないために債権の回収を行うためには裁判所の訴訟の手続き等をおして債権の回収が必要だということになります。非強制徴収公債権では公債権でありながら各種手数料、公共施設使用料というのがこれにあたります。

次のページにまいります。2ページ目でございます。白老町債権管理条例の対象とする債権でございますけれども町が保有する全ての債権を対象といたします。

次に4番目です。債権管理条例の原則というところでございますけれどもどういふことができるようになるのかという部分でございます。

まず1番目に債権管理の事務処理基準、様式等を統一化しますということです。これは債権管理の関係法令が複雑であることから法令の規定を補って必要な規定を整理しますということです。それと各課で異なる方法で管理していた債権をこの条例によって債権管理方法や処理基準、様式等を規定することによって統一化して効率的な管理を図りますということです。

2番目に納付意志のない滞納者への法的措置を明確化しますということです。町からの納入催告に応じない、約束を守らないというところ、財産、資力があるにもかかわらず納付意思がないという滞納者に対しては裁判所を通じた支払督促や訴訟等債権の強制徴収を行うこととしましてその処理手順を明確にいたしますということです。支払督促というのは裁判所の手続きの一つなのですがけれども裁判所の書記官が債務者に金銭の支払いを命じるという制度でございましてこれを行うことによって債権名義というものがつきましてその後の強制執行といったことに債権名義を取ることが裁判の第一歩なのですがけれどもその前段として支払督促というものが必要となります。

次に3番目、生活困窮者等への対応を明確化しますということです。失業や病気等の事情があつて生活困窮となっている滞納者に対して支払期限の猶予や分割の納付、または徴収を停止するなどの措置を明確化します。一定の基準でそういったことができるようになります。

次に4番目、重複滞納者、ほかの債権、いろいろな債権の重複滞納者というのはほとんどなのですがけれどもその効果的な徴収対策と滞納者情報の安全管理を図りますということです。複数の債権の重複滞納者の情報を集約して共同催告や共同による裁判所に対しての支払督促、合算しての訴訟等、迅速かつ効率的な徴収対策を講じますということです。その中心となってくるのが債権管理室というところになってくると思います。我々がいろいろな情報を集めて集約してやるということになるかと思ひます。滞納者情報は関係部署以外が利用できないように安全管理を徹底しますということは当然です。白老町個人情報保護条例に基づいてそこを逸脱しないようにやるということでございます。

5番目、私債権と呼ばれる水道料、住宅料といわれる部分ですけれどもこれについては債権放棄の規定を設けてその基準を明確化しますということです。一定の要件を満たす徴収不能の債権、いわゆる不良債権と呼ばれるものについては、放棄できるものとして円滑な滞納債権処理と不良債権の縮減を図りますということなのです。この背景としましては2番目に書かれています私債権というのは民法上の債権で契約に基づくものですので時効というものがあるのですけれども滞納者側か

ら時効の援用というものがなければ債権が消滅しないという債権でございます。ですから水道料、住宅料で当然、一般の方は時効の援用などという手続きは知りませんからそういうものを知らなくてずっと債権が蓄積している状況、どう考えても破産している、亡くなっている、徴収しようがないのだけれども債権管理としてはずっと続いているという状況が私債権にはありました。そういったことが解消されますということです。公債権は非強制徴収公債権を含めまして時効の援用は必要ありませんので時効を迎えての債権放棄が可能だということではそれは時効以上に溜まっているという状況ではありません。ここでは私債権が溜まっていたという課題がありましたということです。

次のページでございます。3ページ目、5番、債権管理の流れということですがけれどもここも簡単に説明します。債権分類ごとに分かれていますけれども債権の分類は強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の別で公債権は公法上の原因によるものです。私債権は私法上、民法、契約によるものです。債権管理の方法としては納入の告知というのはいわゆる納付書が送られてきます。それが納入の告知になります。滞納が発生しますと管理台帳の整備をしまして納期が遅れて20日以内に督促を出します。それでも納まらないときは催告書の送付も行います。相談に来られた方は納付相談というものをするのですけれども納付相談に来られたときには滞納原因を必ず聞きます。我々の場合はです。一般的に地方税法、国税徴収法はまず差押えを下さい、差押えしてから相談に入りなさいというのが原則になるのですけれども我々はそうはしておりません。まず滞納原因を聞いて、生活の収支を聞いて、生活困窮にあたる方なのか財産がある方なのかということをしちんと最初に相談の中で聞き出して納められるのか、生活を改善すれば納められるのか、生活困窮で生活保護を受けなければならないのかといったことのケアということも十分にやっております。後は納付誓約をします。これも昔は少額分納といたしまして毎年30万円の課税があるにも関わらず5,000円でもいいですとか払える分でもいいという契約を結んでいたために一気に何百万円という滞納が発生したりしていました。今は税法の徴収猶予が2年まで期限を伸ばせるということで24回までの2年間に滞納分も解消するような分納誓約をしております。それで滞納者はここ3年ぐらいはどんどん減っている状況でございます。後は生活の調査をした結果、徴収停止や執行停止にあたる方については速やかにそういう処置を取りますということでございます。滞納解消の方法ですけれども自主納付、誓約納付によるものとそれではない場合は強制徴収、時効完成によるもの、いろいろなことがあって債権放棄、債権消滅ということで結果的に滞納解消ということになっていくということです。この中の強制徴収というところは強制徴収公債権に関しましては滞納処分、これは我々職員が差押えをするものでございます。非強制徴収公債権と私債権につきましては強制執行といわれる裁判所が行う差押えになります。次に債権消滅の要件ですけれども公債権につきましては徴収・執行停止をした後3年間経過して資力が回復しない場合は債権が消滅するということになっております。後はその前に時効期間が経過したものは消滅していきます。私債権につきましては従来であればこの条例がなかったら時効援用を待つだけでした。時効援用をしてくる方はなかなかいません。だからどんどん溜まっておりました。ですが今回の条例によって債権放棄ができるようになっていきますということでございます。

次に6番目。債権管理条例の主な内容というところですが、債権管理条例でどういうことを主に規定しているかというこのポイントでございます。1番目に台帳の整備です。税は当然、滞納者の調書をつけています。病院でいうとカルテみたいなものです。ほかの債権ではそういうものが一切ありませんというところも多くて、そういうものを全町的につけるという規定をしております。次に督促ですが、納付期限を過ぎた債権については期限を指定して督促を行います。これも督促を出しているところもあれば出していないところもありました。督促状を出さなければ万が一、強制執行、滞納処分、裁判になるときに督促を出していないところに関しては、そちらに進めないことになっております。必ず出しましょうという規定になっております。次に滞納処分につきましては、これは強制徴収債権についてです。期間を経過しても履行されない場合は差押えを行わなければいけませんという規定です。次に強制執行につきましては、非強制徴収債権の強制執行は裁判所によるものですから、非強制徴収債権についていっております。これも同様に期間を経過しても履行されない場合は訴訟手続や強制執行等を行うということになります。次に徴収停止です。徴収停止は非強制徴収債権について債権者の所在が不明であるとか財産の価格が強制執行の費用を超えないというとき、以後、取立をしないことができるということなので、強制執行の費用を超えないとはいくらぐらいなのかというところなので、強制執行の費用を超えないといわれております。ここは今後も精査が必要ですが、それぐらいの費用を上回るもの、財産として不動産を持っているとか、そういったことが具体的に裁判手続に進むポイントになってくるのではないかと感じております。次に履行延期の特約等というところですが、これも非強制徴収債権について債務者が無資力またはこれに近い状態であるとき、一定の要件に該当する場合は履行期限というのは納期です。納期を1年延長しますとか、普通は期別納付で支払っていただくのが原則ですが、分割納付を認めるということになります。次に免除ですが、履行延期の特約をした非強制徴収債権について当初の履行期限から10年経過後も債務者が無資力の場合は債権を免除することができるという規定があります。次に債権放棄ですが、ここが一番重要なところで、非強制徴収債権について債務者が破産した場合や債務者が死亡して限定承認があった場合、後ここが一番重要なところで、私債権の時効期間が満了した場合に放棄できるという規定になっております。今までは援用がなければできなかったのが、今度からは私債権でも時効期間が満了した場合に放棄できるということになります。

次に4ページでございます。今のことを踏まえて条文に当てはめて事務のフローがどうなるかというものです。滞納が発生して第5条の台帳の整備、第7条の督促があります。それをした上でまだ納付されない場合は滞納者の情報の調査を行います。そのときに財産がある場合、非強制徴収債権に関しては訴訟費用を上回る場合となります。ある場合は強制徴収債権だと差押え滞納処分になります。非強制徴収債権につきましては訴訟等の強制執行になります。ここでいう訴訟等というのは支払督促、民事調停、少額訴訟、通常訴訟ということで、一般に訴訟は議会の議決が必要ということになっているので、こういう条例を設けた後、専決事項にしている自治体も出てきている状況でございます。訴訟の対応については一般の債権管理につきましては原課で行うのですが、訴訟対応については債権管理室がその債権を引き継いで訴訟対応を債権管理室が行うという

ことになっております。財産がないといった場合に破産がある場合は債権の申出という裁判所に対してこれだけ債権がありますという情報を申し出ることです。破産がないという場合はその要因をきちんと調べて徴収停止というところでは、徴収停止は法人事業休止または財産少額の場合、所在不明で財産少額の場合、ほとんどがこれに当たると思いますが債権金額が少額であるということです。次に履行延期の特約、第14条です。これは1番、無資力、生活困窮の場合です。次に徴収上、分納だと払えるので有利ということです。3番目、災害、盗難その他事故の被害者ということです。徴収停止と履行延期の特約ですけれども根本的にどういうところが違うのかということですから、徴収停止は同じ生活困窮でも完全に資力の回復が見込めない、家族全員が障がい者で就業困難でずっとこの状況は変わらないだろうということだと3番の債権金額が少額というところで徴収停止に当たっていきます。履行延期の特約というのは今は困っているのだけれども生活収支を改善すればとか、今困っているコロナが落ち着けばとかです。延期をして延期をした後には払えるようになるだろうという人は履行延期の特約になってくるのだろうという違いがあります。次に免除ですけれども履行延期の特約をして10年間無資力が継続した場合は免除という第15条になります。その下に独立して債権の放棄というところがありますけれども破産法、会社更生法で非強制徴収債権の免責を受けた場合です。次に債務者が死亡して相続が限定承認になった場合です。財産がほかの優先する債権額を超えない場合ということです。3番目、徴収停止から相当期間3年間経過しても債務履行困難の場合です。これは税と同じです。税の執行停止も3年経過しても債務履行困難の場合は放棄になります。4番目、強制執行や破産清算後、無資力かつ資力回復困難の場合です。次に5番目です。ここが重要です。私債権の消滅時効期間が満了した場合に放棄になるということになります。

次に5ページですけれども今後のスケジュールといたしまして令和3年10月に30日以上のパブリックコメントを実施します。そして12月です。議会に上程します。来年の4月1日に条例施行予定を目指しております。

○委員長（吉谷一孝君） 白老町の債務管理条例案というのは今説明していただいた中身ということで理解してよろしいですか。

それではただいまの説明を受けご質問がある方はいらっしゃいますか。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 1点だけお伺いしたいのです。この条例ができることによって町民も払えるものと払えないものの明確化みたいなものができてこういうルールだからできないのだということが明確になるのだと思います。それはよいことだと思います。自分の私財があるのだけれども払わない人達に関わることについてはこういった条例の中でこうなっているということでそういった法律の中で決められることになるからとてもよいことだと思います。私が一番問題視するのは生活困窮者への対応を明確化することです。このとおりできればとてもよいことだと思います。でも今まではこんなことを言うのは失礼ですが生活が苦しくて町税が払えない、分割にしても厳しいとなったときに差押えになってしまうという話も今までもしています。私がもし担当者であったのならこの条例に基づいてやるのであったらそんなに苦しいのですか。私たちの方では分からないので高

高齢者介護のほうにつながりますとか高齢者介護で生活保護につながるのかどうい生活状況なのかとかここにうたわれているとおります。こういった相談体制がしっかりできた上でその担当者からあそこは無理だという話になるのですか。その辺の状況がこの条例によってそういったことがきちんと明確になって他課との連携の中でやられるのかどうかということが私が一番大事なことでと思っているものですからお聞きするのです。2025年はもう目の前に来ているのです。特に白老町の場合は厚生年金ではなく国民年金者の人たちの生活が多いというのは分かっております。しかし私財のある人はしっかりと差押えしていただければよいのですが私財も何もなくて国民年金の生活でなおかつその生活を支えるために父親が75歳以上になって今までは元気でアルバイトなどを支えにしてやってきた生活ができなくなったときに本当に生活保護より悪い生活をしているのです。そのところの相談体制がしっかりとできてこれが無理だという話がきちんとできるような体制がこの条例を整えることによって町民の人たちが相談をしたときに苦しい生活状況を聞くまではできるかもしれません。それ以上の中身については他課に連携した形の協力を求めないとできない話です。私はそう思っています。そういったことが今回の条例を制定することによってしっかりとした仕組みができるのだというのであれば私はとてもよいと思います。その辺についての考え方をお聞かせください。

○委員長（吉谷一孝君） 本間税務課長。

○税務課長（本間弘樹君） 今、氏家委員から質問いただいた内容はまさにこの条文の狙いといえますか目指すところの一つ大きな柱の部分になっています。谷口主査から説明がありましたが今の税務課の取組としては生活困窮の本当の実態、詳細をご本人と納税相談をいただきながら一緒になってやっていくといういわゆる生活再建型の滞納整理ということに3年ほど前から取り組んでいます。相談の中では実際に家計の見直しであったり、なかなか就職ができずに困っているというところであれば就労の支援を行ったり、多重債務者であればローンを一本化してこうしたらどうでしょうですか、極端にいうと携帯電話が家族で何万円もかかっているのであればこちらに乗り換えたらこれだけ安くなります。その分の半分を納税して下さいですか、生命保険も見直してその分で納めてくださいですかそこまで踏み込んで相談に乗っています。それでもなお生活困窮で納められないという方については福祉部門に橋渡しをし、そういうきめ細かな滞納者と一緒に行っていくような体制で取り組んでおりますし、この条例がまさにいただく物はしっかりといただく。だけでも今の生活困窮の部分で取れないものは取れないということで塩漬けにしておくのではなくて一定の明確な基準の中で整理をしていきたいとまさに条例の狙いのおりでございます。

○委員長（吉谷一孝君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） ですから仮に65歳以下とか75歳以下の方々からの相談を受けたら私財があり何とかできないかなどは税務課の中でも分かるわけです。私も谷口主査にも何回かそういう相談を受けて本人がきちんとしたそういう財産もあってある程度家も土地もあって事業もやっているという話になればなぜこんなに溜めたのかという話にもなるのです。そういったところに対してはきちんとしたルールの中で説明をするとある程度払うという意識が出てくるのだと思うのです。ただ私が言っているのは生活困窮者の人の話なのです。特にこれから75歳以上の人たちがどんどん増え

てくるとなったときに国民年金だけで生活している人たちが今までの生活を継続できるかとなったときに私は相談ケースが相当増えると思います。そのときの対応なのです。しかしそれはそれで相談する相手がいるのですから受けなければいけません。頭から差押えになってしまうよという話をされる思いになってみるとそここのところは心情的にきちんと聞いてあげて調べさせてもらわなければいけないけれども時間を少しいただけますかとかいろいろ心のケアみたいなこともそこには必要だということなのです。ですからここに書いておるとおり相談体制がきちんとできてそして他課との連携ができるようになればそういったところはこれでは駄目です。これ以上取れないのであれば取れない。でもこういった生活改善があればとれるようになるかもしれませんというところが見えれば相談の中できちんとやっていけるかもしれません。誰も生活保護になりたくてなるわけではないのです。車も自分で乗りたい、持ちたいという人もいますからこういった生活改善をしたらもう少しなんとかなりませんかというようなことも出てくるのだと思うのです。そこだけが私が心配しているところであってこの条例ができることによって税務課だけでやってきたわけではないのしょうけれども税務課でやってきたことが他課とも連携が取れて滞納者といわれる人たちとの間にワンクッションおいてきちんとした適正な税の徴収に関われるのであったらとてもよい条例だと私は思いますからそこだけはきちんと聞いておきたかったのです。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑がある方はいらっしゃいますか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 説明は分かりました。実務的に聞きたいのですが強制徴収公債権は分かりました。私債権はいろいろとあります。公営住宅もそうです。アイヌの住宅貸付資金もそうです。本来は強制権の働かない部分というのは小さい金額ですがかなり溜まっているのです。弱者は氏家委員が言ったとおりで理解しております。それが従来のものでこれでどう変わるのでしょうか。税務課は従来の方で徴収しています。しかしこれができることによって今までの住宅料やアイヌの住宅貸付の滞納があるのですけれどもこういうものに強制権は働くのでしょうか。結果的に私債権ですから従来どおりなののでしょうか。

○委員長（吉谷一孝君） 本間税務課長。

○税務課長（本間弘樹君） ただいまのご質問ですけれども確かに今までは滞納がずっと塩漬けのまま時効の援用もないという状態でどんどん滞納が膨れていて結局裁判まで手が出せずに何も手つかずのまま来ているというのが実態です。大きな一つの課題としては訴訟対応する専用の部署がなかったという部分もありますので4月から税務課の中に債権管理室が立ち上がりましたのでその中で資力があるのに払わない方については徹底的に調査をかけた上で裁判所を通じて支払督促をし、なおかつ強制徴収という形で訴訟まで考えております。

○委員長（吉谷一孝君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 訴訟ができる手続きが早くなったと解釈してよいのでしょうか。今までは訴訟してまで取っても収入は少ないということでした。費用対効果が少ない。精神的な部分で町民に対してこういう条例があって強制力があるのだということの心理的圧迫というのは出てくるのでしょうか。今と同じではないのでしょうか。これができるから年間裁判費用の予算計上をして担当

者が専門に調査して歩くあるいは弁護士に頼んでしまうのですとか。しかし費用対効果を考えたらそのままにしておいたほうがよいのです。そういう部分は検討されているのでしょうか。

○委員長（吉谷一孝君） 本間税務課長。

○税務課長（本間弘樹君） 谷口主査からもあったとおりに訴訟までいくと弁護士費用が発生しますのでその費用の回収が見込めないとなかなか難しい部分はありますけれども支払督促という手続きがあります。裁判所を通じて裁判所から支払を命じてもらう。この部分については弁護士を立てずに十分に職員で対応が可能と思っておりますのでまずはそこはきちんとやっていきたいと思っております。

○委員長（吉谷一孝君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 私債権で例えば水道料金を払っていないとします。払っていないとどんどん溜まります。溜まった分は債権で残ります。それを今は落とせません。そういうものが今度は落とせるようになる。そういうことによって見かけの債権があるのだけれども実際は取れない部分がきちんと落ちるという理解でよいのでしょうか。

○委員長（吉谷一孝君） 本間税務課長。

○税務課長（本間弘樹君） はい、そのとおりでございます。水道であればもともと2年の時効がありましたけれども5年に延びました。5年経過したものについては時効の援用をいただかなくても条例に基づいて落としていくということでございます。

○委員長（吉谷一孝君） 谷口税務課主査。

○税務課主査（谷口秀樹君） 少々補足させていただきますと債権管理条例については全道170市町村のうち83市町村で制定済みです。胆振管内も11の市町村のうち8市町村が制定済みです。むかわ町、厚真町、白老町以外は制定済みでございます。この経緯は皆さん私債権が落とせないということで落とすために条例をつくったということが実態として多いのです。白老町がほかと違うのはきちんと裁判の担当者をつくって取るところもきちんとやりますということなのです。そういったことで債権管理条例はいつも新聞で札幌市が何億落とした、苫小牧市が何億落としたというところを言われそこで批判を受けるのですけれども白老町が違うところはそういう取るところはきちんと取る。落とすところは落とすというところを視野に入れているというところをご理解いただきたいのです。通常裁判になると100万円の弁護士費用がかかりますけれども支払督促、民事調停のところまでは数千円の裁判所手数料で済みますので我々でできるというところなのです。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑がある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

説明員の方は退席をお願いいたします。暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時09分

○委員長（吉谷一孝君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

皆さんにお諮りいたします。ただいま説明を受けました中身について何か協議事項がありましたらお受けいたします。何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） なしと認めます。

◎閉会の宣告

○委員長（吉谷一孝君） 以上をもちまして、総務文教常任委員会協議会を閉会いたします。

（午後 3時 9分）